

○京都府立大学人権委員会規程

(平成20年京都府立大学規程第24号)

(設置)

第1条 京都府立大学に、人権問題に関する重要事項を審議するため、京都府立大学人権委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会の組織は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 副学長のうち学長が指名する者
- (2) 附属図書館長、教務部長、学生部長及び事務局長
- (3) 文学部、公共政策学部及び生命環境科学研究科から選出された教授 各1名
- (4) 京都府立大学ハラスメント防止委員会委員長
- (5) 京都府立大学教務部委員会人権教育部会長
- (6) その他学長が必要と認める者

2 前項第3号及び第6号の委員は、所属学部又は研究科の長の内申に基づき、学長が任命する。

(任期)

第3条 前条第1項第3号及び第6号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第2条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見又は説明を聞くことができる。

(小委員会)

第6条 人権等に起因する問題が生じた場合、適切に対応するため、委員会に、必要に応じて事案ごとの小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(幹事)

第7条 委員会に幹事を置き、総務課長、学務課長及び附属図書館事務長を充てる。

2 幹事は、委員長を補佐し、学内の連絡調整等を行う。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、総務課総務係において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。